

身体等に障がいのある方のための軽自動車税種別割の減免について

●要件

- ① 4月1日現在の軽自動車の所有者が障がい者本人である。
(但し、18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の場合は、その方と生計を一にする方の所有でも可)
- ② 障がい者1人につき1台(自動車税種別割の減免を受けた方は対象になりません)
- ③ 令和7年度の申請期限は6月2日(月)まで

●申請に必要な書類 軽自動車税種別割減免申請書・自動車検査証・運転免許証・障害者手帳・マイナンバーカードまたは通知カード(納税義務者のもの)・印鑑等

●減免の対象となる障害の範囲

1. 身体障がい者の方

区 分		減 免 の 対 象 と な る 範 囲		
		身体障がい者自身が運転する場合	身体障がい者と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合	
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 が い	1級から4級まで	1級から4級まで	
	聴 覚 障 が い	2級及び3級	2級及び3級	
	平 衡 機 能 障 が い	3級	3級	
	音 声 機 能 障 が い	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		
	上 肢 不 自 由	1級及び2級	1級及び2級	
	下 肢 不 自 由	1級から6級まで	1級から3級まで	
	体 幹 不 自 由	1級から3級まで及び5級	1級から3級まで	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級
		移動機能	1級から6級まで	1級から6級まで
	心臓、じん蔵、呼吸器、小腸、膀胱、または直腸機能障がい	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級まで	1級から4級まで		

(注1) 2つ以上の障害がある場合には、総合判定による級別により判断します。

2. 戦傷病者の方

区 分		減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
		戦傷病者自身が運転する場合	戦傷病者と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合
戦 傷 病 者 手 帳	視 覚 障 が い	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	聴 覚 障 が い	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	平 衡 機 能 障 が い	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	音 声 機 能 障 が い	特別項症から第2項症まで (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
	上 肢 不 自 由	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
	下 肢 不 自 由	特別項症から第6項症まで、および第1款症(旧第7項症)から第3款症(旧第2款症)まで	特別項症から第3項症まで
	体 幹 不 自 由	特別項症から第6項症まで、および第1款症(旧第7項症)から第3款症(旧第2款症)まで	特別項症から第4項症まで
	心臓、じん蔵、呼吸器、小腸、膀胱、または直腸機能障がい	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで

(注2) 旧第3款症は該当しません。また、目症については該当しません。

3. 知的障がい者

区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
	知的障がい者の方と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合	
療 育 手 帳	A(重度)	

4. 精神障がい者

区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
	精神障がい者の方と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合	
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1級(自立支援医療受給者証(障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)の交付を受けている方に限る)	

●お問い合わせ先

税務課 課税係 電話 26-9118